

2008年3月13日  
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関する事務及び当該事務の神奈川県後期高齢者医療広域連合への移管に伴う事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2008年2月29日付けで諮問（第312号）された老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関する事務及び当該事務の神奈川県後期高齢者医療広域連合への移管に伴う事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

#### ア 現在の状況

介護保険制度開始8年目を迎え、要介護（要支援）認定者やサービス利用者の増加に見られるように制度は定着してきているが、その一方で提供され

るサービスが適正に利用者の自立支援につながっているかとの指摘がある。また、事業者による過度の利用者の掘り起こしや不正請求等、不適正ないし不正な事例も見受けられる。

#### イ 事務処理の内容

介護保険で提供するサービス（以下「介護サービス」という）は、福祉系サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等）と医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導等）を統合した内容となっているが、医療系サービスにあっては、急性増悪時などに介護サービス利用者に医療保険からのサービス提供も可能となっている。このため、日常的にも一定程度の介護サービスと老人医療の重複請求の可能性が考えられる。

このようなことから、国では、介護保険事業の適正な運営の確保を図るため、平成15年度から「適正化対策事業」を実施しており、それを受け、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が、審査支払いに関する事務の一環として多角的な介護給付実績分析システムを開発し、その一つとして介護情報と医療情報の突合を行うシステムを構築しており、本市においても平成16年3月より自庁処理により介護保険システムに老人保健受給者番号取り込み処理を行っている。番号取り込み処理を行うにあたって老人保健受給者番号及び国民健康保険被保険者番号の目的外利用等について諮問を行っている。（諮問第123号）

また、平成19年度中に国において介護給付費適正化計画が策定され、平成20年度から各市町村において当該計画を実行することになることから、介護保険事業の適正な運営の確保を図るため、現在、老人保健受給者を対象に行っている「医療情報との突合」を、継続して実施するにあたり、平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度と共に、国民健康保険被保険者を対象者として拡大する。

本市は、保険者として、介護保険事業の適正な運営を確保し、利用者の利益に資するために、連合会の給付適正化システムを活用する中で、介護保険及び医療保険の重複給付分を抽出し、その情報を基に重複請求などの不適正ないし不正請求を防止することによって、給付の適正化に取り組むものである。

このことにより給付の適正化が図れるとともにサービスの利用者の不必要な負担を除くことができ、利用者の利益を守ることにつながる。

#### (2) 個人情報を利用させる必要性について

##### ア 利用させる情報

この事業の実施に際し、利用させる情報は、次のとおりである。

- (7) 後期高齢者医療保険被保険者番号（医療予防課）
- (イ) 医療保険における給付内容（医療予防課，連合会）

イ 利用させる目的

当該情報の収集は，保険者が取り組むべき介護給付の適正化の一環として介護，医療の重複給付分を抽出し，その情報を基に二重請求などの不適正ないし不正を防止することによって，給付の適正化と利用者の負担の適正化を図ることを目的に行うものである。

ウ 利用させる理由

現在，老人保健受給者番号の目的外利用の同意については介護保険要介護（要支援）認定申請の際に給付内容等の同意を得ている。

しかしながら収集対象者である要介護認定者数は11,400人を超え，新規の介護認定者数も毎月270人程度となっている。このように，収集対象者が，多人数で一定期間内に本人から収集することが物理的に困難であるとともに，収集にかかる費用及び多量の事務量を必要とすることなど事務処理の効率性の点から後期高齢者医療システムの後期高齢者医療被保険者番号を利用させるものである。

また，平成20年4月より介護保険要介護（要支援）認定申請の際に後期高齢者医療費保険者番号及び医療保険における給付内容等の情報の目的外利用の同意を得ることとする。

(4) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

「目的外利用」については，本来保険者が取り組むべき介護給付の適正化の一環として収集・利用するものであり，これにより利用者の負担の適正化を図ることができることから利用者の利益に適うものである。

また，現在，収集対象者である要介護認定者数は11,400人を超え，新規の介護認定者数も毎月270人程度となっており，通知にかかる費用及び多量の事務量を必要とすることなど事務処理の効率性の点から「目的外利用」した旨の本人通知を省略することとしたい。

なお，広報ふじさわ3月25日号において介護保険課より個人情報を利用する旨の周知を行う。

(5) 実施時期

2008年4月下旬予定  
処理周期：毎月処理

(6) 提出資料

- ア 医療給付情報
- イ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

#### (1) 個人情報を利用させる必要性について

本諮問案件の情報の利用は、保険者が取り組むべき介護給付の適正化の一環として介護、医療の重複給付分を抽出し、その情報を基に二重請求などの不適正ないし不正を防止することによって、給付の適正化と利用者の負担の適正化を図ることを目的に行うものである。

現在、老人保健受給者番号の目的外利用の同意については介護保険要介護（要支援）認定申請の際に給付内容等の同意を得ている。

しかしながら収集対象者である要介護認定者数は11,400人を超え、新規の介護認定者数も毎月270人程度となっている。このように、収集対象者が、多人数で一定期間内に本人から収集することが物理的に困難であるとともに、収集にかかる費用及び多量の事務量を必要とする。

また、実施機関では、平成20年4月より介護保険要介護（要支援）認定申請の際に、介護保険課が、後期高齢者医療被保険者番号及び医療保険における給付内容等の情報の目的外利用の同意を得ることとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させる必要性があると認められる。

#### (2) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略をする合理的理由について

現在、収集対象者である要介護認定者数は11,400人を超え、新規の介護認定者数も毎月270人程度となっており、通知にかかる費用及び多量の事務量を必要とする。

なお、広報ふじさわ3月25日号において介護保険課より個人情報を利用する旨の周知を行う。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上